

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 古物営業法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第102条関係）
- 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第24条の2、第25条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行することとした。ただし、2は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日から施行することとした。（附則第1条関係）
 - (2) この条例の施行に関し必要な調整規定を定めることとした。（附則第2条関係）

◎旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 営業者の講ずべき衛生措置の基準を改めることとした。（第4条関係）
- 2 施設の構造設備の基準を廃止することとした。（第7条～第9条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第4条～第6条、第10条～第14条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎住宅宿泊事業法施行条例（条例第51号）

- 1 住宅宿泊事業法の実施に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 住宅宿泊事業の実施の制限について定めることとした。（第2条関係）
- 3 新たに制限区域に含まれることとなった場合の適用除外について定めることとした。（第3条関係）
- 4 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第4条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成31年2月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）
 - (3) 検討条項について定めることとした。（附則第3項関係）

◎医療法施行条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改め、及び介護老人保健施設に係る既存病床数の算定の基準を廃止することとした。（第2条、第3条関係）
- 2 療養病床に係る既存病床数の算定に関する経過措置を改めることとした。（附則第2項関係）
- 3 医療法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第6条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第4条関係）
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、平成30年12月1日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 接道規制に係る建築の認定の申請及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に係る手数料を徴収することとした。（第17条関係）
- 2 仮設建築物に対する制限の緩和の対象に許可を受けた1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等を加えることとした。（第21条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第4条、第8条、第9条関係）
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 県立高等学校の学科を設置することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 初心運転者講習の指定試験機関等を追加するとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 2 古物営業法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）